平成２３年（フ）第９３１号
京都市中京区壬生森町51番地
債務者　永井　光男
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９６２号
京都市左京区下鴨西半木町31番地
債務者　北村　久和
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９７６号
京都市南区久世大藪町145番地30
債務者　中西　智記
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９９１号
京都市伏見区海老屋町1010番地　ボナール中山303号
債務者　田村　　稔
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
広島市安佐北区可部６丁目９番27―３号
債務者　沖　　達郎
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５号
広島県呉市吉浦中町３丁目１番27号
債務者　中島キミコ
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第８６号
広島県呉市寺本町５番20号
債務者　大田　健次
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第９２号
広島県呉市宝町３番20―502号
債務者　臺井　勝之
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第９３号
広島県呉市宝町３番20―502号
債務者　臺井千登世
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第９９号
広島県呉市吉浦池ノ浦町５番23―604号
債務者　中村　晴美
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１０８号
広島県呉市東畑２丁目２―18、住民票上の住所佐賀県佐賀市本庄町大字鹿子576番地
債務者　西田　直子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１１３号
広島県呉市焼山西１丁目23番16号
債務者　小田原美矢
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１１４号
広島県呉市東畑２丁目２―18、住民票上の住所広島市東区戸坂新町２丁目33番16―504号
債務者　佐々木妙美
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第４９号
徳島県徳島市城南町１丁目５番７号
債務者　松村　壽代
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７５号
徳島市住吉３丁目10番２―203号
債務者　小篠　光明
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９１号
徳島県鳴門市大麻町姫田字西百地14番地４
債務者　田中　耕司
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９２号
徳島県鳴門市大麻町姫田字西百地14番地４
債務者　田中　康子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２号
高知県須崎市多ノ郷甲306番地27　３号、前住所高知県須崎市大間本町８番17号
債務者　濱口　数夫
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
高知地方裁判所須崎支部